

沖縄県における内部統制実施体制

知事（内部統制最高責任者）

※印：令和4年8月新設

内部統制推進本部

構成：知事、副知事、政策調整監、
知事公室長、各部長、
会計管理者、労働委員会事務局長

- 内部統制に関する方針に関すること
- 内部統制に関する体制整備に関すること

※幹事会

各部等主管課長

内部統制推進部局

（行政管理課）

- 内部統制体制の整備及び運用を全庁的に推進
- 方針及び体制の整備の見直し
- 不備が生じた場合、各部等、共通業務所管課へ対応要求
- 必要に応じて庁内調整会議を招集

内部統制評価部局

（行政管理課（推進部局と重複させない））

- 整備及び運用状況についての評価実施
- 「内部統制評価報告書」の作成
- 不備が生じた場合、各部等、共通業務所管課、推進部局へ対応要求
- 評価に当たって、共通業務所管課へ評価の基礎となる意見要求

共通業務所管課

（総務私学課、人事課、職員厚生課、財政課、管財課、情報基盤整備課、会計課等）

- 各事務の適正な執行を確保するため、制度等の構築・見直し・周知徹底
- 評価部局の要求に応じて、評価の基礎となる意見を提出

各部等（主管課は補佐する）

- 方針に基づき、内部統制の整備及び運用を推進
- 部等内所属の自己評価を受け、部等内評価を実施

各課等

- 方針に基づき、適正な事務の執行について取組を実施
- 所属内の取組について自己評価を実施